

令和7年度県内外観光客周遊促進に向けたスキーモニターツアー実施事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度県内外観光客周遊促進に向けたスキーモニターツアー実施事業

2 委託料（上限）

2,800,000円（消費税及び地方消費税含む。）

3 発注者

四国観光立県推進愛媛協議会（以下「協議会」という。）

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

5 目的

コロナ禍を経て本格的に旅行需要が復活し、本県においても順調に観光客数が増加している。しかし、その多くは本県が全国に誇る道後温泉、松山城が所在する中予エリアに観光客数が集中しており、それ以外のエリアについても観光客数を増加させる必要がある。

その手段の一つとして、スキーを軸とした県内周遊の促進を図る。スキー（スノーボードを含む）の競技人口は減少傾向にあるが、県内には利便性の良いスキー場が3つ（久万スキーランド、ソルファオダスキーゲレンデ、石鎚スキー場）もあることがあまり知られていない。そのため、県内及び四国エリア内はもちろん、未だ利用者が少なく3スキー場の認知度が低い近隣県のうち、愛媛へのアクセスに利点のある広島エリアを対象に県内他観光コンテンツを組み合わせたモニターツアーを実施することで、県内3スキー場の近隣県からの誘客のポテンシャルを測るとともに、認知度向上を目指す。

加えて、本事業は、単にスキーを楽しむだけでなく、本県観光キャッチコピーである「疲れたら、愛媛。」（※）の世界観を踏まえた「癒やし」を軸とするコンテンツ等を組み合わせ、愛媛の魅力を面で発信することで、本県の認知度の向上を図り県内へのさらなる誘客と周遊促進につなげる。

※「疲れたら、愛媛。」・・・温泉、食、歴史・文化、自然景観等の愛媛県の強みである「癒やし」を中心とした観光プロモーション

6 業務内容

(1) モデルコースの設定

次のスキー場を巡るモデルコースを設定すること。(全3コースを想定)

- ア 石鎚スキー場
- イ 久万スキーランド
- ウ ソルファオダスキーゲレンデ

(2) モニターツアーの企画

業務内容(1)で設定したモデルコースを巡るモニターツアーを企画すること。
なお、ツアーの実施想定は下記の通りとする。

ア 実施回数

コース①：1回 コース②：各1回(計2回)

イ 対象者

<コース①> 【石鎚スキー場】

- ・広島エリアからのスキー旅行の誘致を想定し、広島エリア発着の1泊2日のツアーとすること。
- ・本事業実施により誘客が見込まれるシニア層、ファミリー層を招請すること。(団体旅行の誘客も視野に、必要に応じて旅行会社等も可能とする)
- ・スキー以外の魅力を感じられる県内観光コンテンツと組み合わせたツアーとすること。
- ・Instagram上でのマイクロインフルエンサー(フォロワー数1万人以上)等、近隣県のシニア・ファミリー層への訴求効果が期待できる者を招請し、実誘客に繋がるプロモーションを展開すること。

<コース②> 【久万スキーランド・ソルファオダスキーゲレンデ】

- ・各スキー場(久万スキーランド、ソルファオダスキーゲレンデ)ごとに、松山発着の個別のツアーを企画すること。
- ・主に四国エリアからのスキー旅行の誘致を想定し、松山発着の日帰りツアーとすること。
- ・本事業実施により誘客が見込まれるシニア層、ファミリー層を招請すること。(団体旅行の誘客も視野に、必要に応じて旅行会社等も可能とする)
- ・スキー以外の魅力を感じられる県内観光コンテンツと組み合わせたツアーとすること。
- ・Instagram上でのマイクロインフルエンサー(フォロワー数1万人以上)等、近隣県のシニア・ファミリー層への訴求効果が期待できる者を招請し、実誘客に繋がるプロモーションを展開すること。なお、各スキー場とも、最低1人以上は招請すること。

ウ 参加者数

各コース20~30名程度

エ 催行時期

令和8年1月を目途に実施すること。

(3) ツアーの募集

以下のとおり募集すること。

ア 各コースごとの効果的な募集方法(例：ポスター・パンフレットの作成、SNS広告等)を提案すること。

イ ツアーの募集状況については発注者からの求めに応じて状況報告すること。

(4) ツアーの催行

以下のとおり催行すること。

ア ツアーにはガイド又は添乗員が帯同し、安全かつ円滑な運行を確保すること。

イ ツアーにおける事故等の責任については、受託者が全て負うこと。

ウ ツアー参加者へのアンケートを実施し、課題やニーズの分析を行うこと。

なお、アンケートの内容は協議会と協議のうえ、決定すること。

7 成果品

(1) 事業実施報告書 紙媒体3部

(2) 上記に係る電子データ 一式

8 留意事項

(1) 本業務により作成された成果物等の著作権は、協議会に属するものとし、受託者は、成果物等が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物等に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。また、成果物等に誤りや不備が発見された場合は、委託期間終了後であっても受託者の責任において無償で訂正、補償等を行うものとする。

(2) 本業務の遂行にあたっては、旅行業法や道路運送法等の関係する諸法令を遵守すること。

(3) 適正かつ円滑に本業務を実施するため、協議会と受託者は密接な連絡をとり、本業務の実施にあたり不明な点、または疑義が生じた場合は、速やかに双方が打合せを行うものとする。

(4) 本業務の遂行にあたり、ツアー催行中の緊急時(事故、病気、災害等)に備え、受託者は緊急連絡体制及び対応フローを事前に構築し協議会の確認を得ること。

(5) ツアー催行にあたり、各スキー場等の関係者との連絡調整について、滞りなく実施すること。

9 その他

本仕様書に明記していない事項及び不明な点等については、その都度、双方で協議するものとする。